

産業廃棄物処分業許可証

住所 埼玉県本庄市小島南三丁目11番15号

氏名 株式会社サニタリーセンター
代表取締役 木村 文男

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 6年 7月23日

許可の有効年月日 令和13年 3月10日

1. 事業の範囲

中間処理

破砕：廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類以上8種類

圧縮梱包：廃プラスチック類、紙くず、繊維くず 以上3種類

圧縮：金属くず 以上1種類

溶融減容：廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る。） 以上1種類

発酵：汚泥（有機性のものに限る。）、廃酸（食品系のものに限る。）、廃アルカリ（食品系のものに限る。）、木くず（天然木のチップ及びおが粉に限る。）、動植物性残さ（高塩分濃度のものを除く。） 以上5種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地

埼玉県本庄市新井字川原788番の一部、791番、792番、800番 以上4筆
（面積8,187.10㎡）

処理施設及び保管施設の概要は2頁から3頁のとおり。

3. 許可の条件

- (1) 中間処理及び処理に伴う保管は、2.に掲げる場所で行うこと。
(2) 中間処理は、2頁に掲げる処理施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成17年 3月11日	指令廃指第3572号	新規許可
令和 2年10月 2日	指令産廃第636-1号	変更許可（限定の解除）
令和 5年 8月24日	指令産廃第497-1号	変更許可（溶融減容施設の追加、破砕施設の追加及び2種類の追加）
令和 6年 5月27日	—	変更届（保管施設の追加、保管高さの減少及び保管容器の変更）
平成 6年 7月23日	指令北環第44-3号	更新許可（優良認定）

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

処理施設の種類及び能力等

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
圧縮梱包施設	55.20 t/日 (8時間)	廃プラスチック類 以上1種類	平成17年 3月11日 — —
	112.80 t/日 (8時間)	紙くず 以上1種類	
	104.00 t/日 (8時間)	繊維くず 以上1種類	
(圧縮施設)	310.40 t/日 (8時間)	金属くず 以上1種類	
破碎施設	6.78 t/日 (8時間)	木くず 以上1種類	令和 5年 8月24日 平成17年 3月11日 4-39
	5.18 t/日 (8時間)	廃プラスチック類、紙くず 以上2種類	
	2.67 t/日 (8時間)	繊維くず 以上1種類	
	5.13 t/日 (8時間)	ゴムくず 以上1種類	
	11.14 t/日 (8時間)	金属くず 以上1種類	
	22.18 t/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上1種類	
	62.00 t/日 (8時間)	がれき類 以上1種類	
破碎施設	3.39 t/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。)及び陶磁器くず (廃石膏ボードに限る。) 以上1種類	平成17年 3月11日 — —
溶融減容施設	0.67 t/日 (8時間)	廃プラスチック類 (廃発泡スチロールに限る。) 以上1種類	令和 3年 2月18日 — —
発酵施設	14.35 t/日 (24時間)	汚泥 (有機性のものに限る。)、廃酸 (食品系のものに限る。)、廃アルカリ (食品系のものに限る。)、木くず (天然木のチップ及びおが粉に限る。)、動植物性残さ (高塩分濃度のものを除く。) 以上5種類	平成19年 3月 8日 — —
溶融減容施設	0.67 t/日 (8時間)	廃プラスチック類 (廃発泡スチロールに限る。) 以上1種類	令和 5年 8月24日 — —
破碎施設	4.63 t/日 (8時間)	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。)及び陶磁器くず (いずれも水銀使用製品産業廃棄物 (廃蛍光灯)に限る。) 以上3種類	令和 5年 8月24日 — —



保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
紙くず 以上1種類	21.5㎡	1.2m (屋内) (4.2㎡コンテナ×4個)
廃プラスチック類 以上1種類	65.0㎡	2.5m (屋内)
繊維くず 以上1種類	13.8㎡	1.0m (屋内) (1.7㎡コンテナ×4個)
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(廃石膏ボードを除く。)、がれき類 以上5種類	50.3㎡	3.0m (屋内)
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類	78.8㎡	3.0m (屋内)
木くず 以上1種類	52.5㎡	3.0m (屋内)
ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。) 以上1種類	12.5㎡	1.5m (屋内) (8.2㎡コンテナ×1個)
廃プラスチック類(廃発泡スチロールに限る。) 以上1種類	26.4㎡	2.5m (屋内)
木くず(天然木のチップ及びおが粉に限る。)、動植物性残さ(高塩分濃度のものを除く。) 以上2種類	23.4㎡	1.7m (屋内)
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(廃石膏ボードを除く。)、がれき類 以上8種類	24.0㎡	0.6m (屋外)
汚泥(有機性のものに限る。)、廃酸(食品系のものに限る。)、廃アルカリ(食品系のものに限る。) 以上3種類	2.3㎡	0.9m (屋内) (200Lドラム缶×3個)
金属くず 以上1種類	14.2㎡	1.0m (屋内) (1.7㎡コンテナ×4個)
廃プラスチック類 以上1種類	100.0㎡	2.0m (屋外)
廃酸(食品系のものに限る。)、廃アルカリ(食品系のものに限る。)、動植物性残さ(高塩分濃度のものを除く。) 以上3種類	18.1㎡	2.6m (屋外) (34.0㎡コンテナ×1個)
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(いずれも水銀使用製品産業廃棄物(廃蛍光灯)に限る。) 以上3種類	6.3㎡	2.0m (屋内) (200Lドラム缶×8個、1.0㎡コンテナ×1個)
廃プラスチック類(廃発泡スチロールに限る。) 以上1種類	18.0㎡	2.0m (屋内)



徳島県 環境部